

# 5年間の継続実施が決定 中山間地域等直接支払制度

平成12年度から始まった中山間地域等直接支払制度は、平成16年度末で終了しましたが、平成17年度からは、5年間の次期対策が内容を一部変更して実施されます。

中山間地域は洪水防止機能や緑豊かな風景の提供など、多面的な役割を果たしています。しかし、不利な農業生産条件や高齢化、担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加が問題となっています。そこで、農業生産活動を通して耕作放棄地の発生を防止、多面的機能を確保するために、平成12年度から5カ年にわたり、「中山間地域等直接支払制度」が実施されましたが、17年度以降についても実施されることとなりました。

表1 平成16年度の実施状況

集落番号	集落名	代表者 (敬称略)	協定参加者	団地番号	団地名	対象農用地の状況			交付金の 交付状況 (円)
						地目	面積(m <sup>2</sup> )	主傾斜	
1	雁股田千保	小野 佐吉	4人	1	千保田	12,892	1/17	急傾斜	270,732
2	吉野辺滝	佐久間茂久	6人	2	滝田	12,691	1/18	急傾斜	266,511
3	浮金北ノ内	新田 鉄雄	5人	3	北ノ内田	16,237	1/17	急傾斜	340,977
4	浮金越野	宗像 道雄	13人	4	越野-1田	17,180	1/14	急傾斜	360,780
				5	越野-2田	29,756	1/20	急傾斜	624,876
				6	越野-3田	10,763	1/9	急傾斜	226,023
				計	3団地	57,699			1,211,679
5	小野山神下	国分 英孝	8人	7	細田田	10,678	1/16	急傾斜	224,238
				8	餅田田	12,011	1/17	急傾斜	252,231
				計	2団地	22,689			476,469
6	湯沢荒屋敷	渡辺 英雄	2人	9	荒屋敷田	14,353	1/17	急傾斜	301,413
7	塩庭畑ノ作	草野 孝男	4人	10	畑ノ作田	15,020	1/15	急傾斜	315,420
合計	7集落		42人	10団地		151,581			3,183,201

## 今までの取り組み

この制度は、集落の話し合いにより取り決めた集落協定に基づき実施する適切な農業生産活動や多面的機能を増進する活動に対し、交付金を交付する制度です。平成16年度まで、町内の各協定集落では、農地・水路・農道を管理し、耕作放棄地の発生防止に努めてきました。また、農業機械の共同購入や農作業の共同化、農作業の受委託が推進され、新規作物を導入して集団転作に取り組む集落も出てきました。

## 平成16年度の実施状況

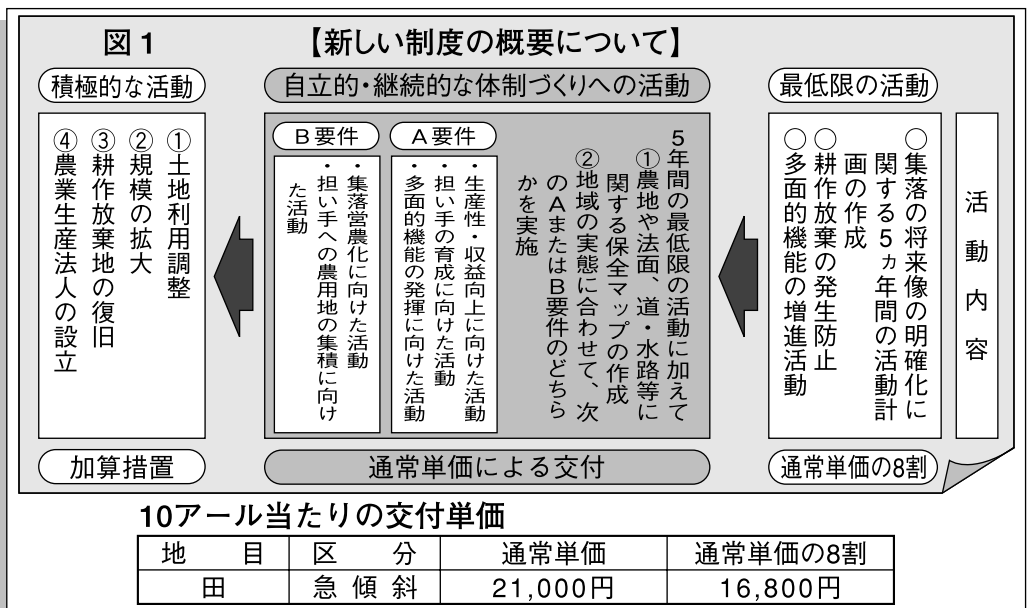
対象となる集落 団地数は9集落12団地ですが、平成16年度末において協定が締結されたのは、

## 新しい制度の概要について

### 概要について

対象農用地・対象者については従来と同じになりますが、交付単価については活動内容によって2種類となります。(図1参照)

7集落10団地でした。各集落への交付対象農用地面積及び交付額等については、表1、平成16年度の実施状況のとおりです。



制度では、将来に向けて農業生産活動を自立的・継続的に実施できる体制を整備することを目的としていることから、従来の活動内容であれば通常単価の8割の交付となります。今後は、平成16年度の実施集落に対して継続実施に向けて推進していきます。